

（消音器）

第71条 昭和51年8月31日以前に製作された一般原動機付自転車であって次の表の上欄に掲げるもの（同年1月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車を除く。）については、細目告示第252条第1項第2号の規定にかかわらず、第5項、第6項又は第8項の規定によるほか、施行規則第62条の3第5項の検査の際、同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

一般原動機付自転車の種別	騒音の大きさ	
	定常走行騒音	加速走行騒音
第一種一般原動機付自転車	70	80
第二種原動機付自転車	80	82

2 昭和55年2月29日（輸入された一般原動機付自転車にあつては、昭和56年3月31日）以前に製作された一般原動機付自転車（前項の一般原動機付自転車及び輸入された一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車であつて、昭和54年4月1日以降に、施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車を除く。）については、細目告示第252条第1項第2号の規定にかかわらず、第5項、第6項又は第8項の規定によるほか、施行規則第62条の3第5項の検査の際、同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 70デシベル
- 二 加速走行騒音 79デシベル

3 昭和60年2月28日（輸入された一般原動機付自転車にあつては、昭和61年3月31日）以前に製作された一般原動機付自転車（前2項の一般原動機付自転車及び輸入された一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車であつて、昭和59年4月1日以降に、施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車を除く。）については、細目告示第252条第1項第2号の規定にかかわらず、第5項、第6項又は第8項の規定によるほか、施行規則第62条の3第5項の検査の際、同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 70デシベル

二 加速走行騒音 75デシベル

- 4 昭和62年8月31日（輸入された第二種原動機付自転車にあつては、昭和63年3月31日）以前に製作された第二種原動機付自転車（前3項の第二種原動機付自転車及び輸入された第二種原動機付自転車以外の第二種原動機付自転車であつて、昭和61年10月1日以降に、施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた第二種原動機付自転車を除く。）については、細目告示第252条第1項第2号の規定にかかわらず、次項又は第8項の規定によるほか、施行規則第62条の3第5項の検査の際、同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

一 定常走行騒音 70デシベル

二 加速走行騒音 75デシベル

- 5 次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる日以前に製作された一般原動機付自転車については、細目告示第252条第1項、第268条第1項及び第284条第1項の規定にかかわらず、同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び排気騒音をデシベルで表した値がそれぞれ85デシベルを超えないように、消音器等適当な消音装置を備えればよい。

施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車	昭和46年3月31日（同日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車にあつては、同年12月31日）
前号に掲げる一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車	昭和61年5月31日（輸入された一般原動機付自転車にあつては、平成元年3月31日）

- 6 平成11年8月31日（輸入された第一種一般原動機付自転車にあつては、平成12年3月31日）以前に製作された第一種一般原動機付自転車（第5項の第一種一般原動機付自転車及び輸入された第一種一般原動機付自転車以外の第一種一般原動機付自転車であつて、平成10年10月1日以降に、施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示第252条第1項、第268条第1項及び第284条第1項の規定にかかわらず、同告示別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超える騒音を発しない構造であればよい。

一 定常走行騒音 85デシベル

二 近接排気騒音 95デシベル

- 7 平成11年8月31日（輸入された第一種一般原動機付自転車にあっては、平成12年3月31日）以前に製作された第一種一般原動機付自転車（第1項から第3項までの第一種一般原動機付自転車及び輸入された第一種一般原動機付自転車以外の第一種一般原動機付自転車であって、平成10年10月1日以降に、施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示第252条第1項第2号の規定にかかわらず、第5項又は前項の規定によるほか、施行規則第62条の3第5項の検査の際、同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。
 - 一 定常走行騒音 70デシベル
 - 二 加速走行騒音 72デシベル
- 8 平成14年8月31日以前に製作された第二種原動機付自転車（第5項の第二種原動機付自転車及び輸入された第二種原動機付自転車であって、平成13年10月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示第252条第1項、第268条第1項及び第284条第1項の規定にかかわらず、同告示別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超える騒音を発しない構造であればよい。
 - 一 定常走行騒音 85デシベル
 - 二 近接排気騒音 95デシベル
- 9 平成14年8月31日以前に製作された第二種原動機付自転車（第1項から第4項までの第二種原動機付自転車及び輸入された第二種原動機付自転車以外の第二種原動機付自転車であって、平成13年10月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示第252条第1項第2号の規定にかかわらず、第5項又は前項の規定によるほか、施行規則第62条の3第5項の検査の際、同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。
 - 一 定常走行騒音 70デシベル
 - 二 加速走行騒音 72デシベル
- 10 内燃機関を原動機とする一般原動機付自転車であって、平成22年3月31日以前に製作されたものが備える消音器については、細目告示第252条第2項の規定にかかわらず、破損及び腐食がないものであればよい。
- 11 内燃機関を原動機とする一般原動機付自転車であって、平成22年3月31日以前に製作されたものが備える消音器については、細目告示第268条第2項及び第3項並びに第284条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。

- 一 消音器本体が切断されていないこと。
 - 二 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
 - 三 消音器に破損及び腐食がないこと。
- 12 二輪の一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50キロメートル毎時を超えるものに限る。）であって、平成28年12月31日以前に製作されたものについては、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。
- 一 一般原動機付自転車（平成26年1月1日（輸入された一般原動機付自転車にあっては平成29年1月1日）以降に、施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値が85デシベルを超える騒音を発しない構造であること。
 - 二 次の表の一般原動機付自転車の種別の欄に掲げる一般原動機付自転車（第5項の一般原動機付自転車並びに平成26年1月1日（輸入された一般原動機付自転車にあっては平成29年1月1日）以降に、施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示第252条第1項第1号の2、第268条第1項第3号及び第284条第1項第3号の規定にかかわらず、第6項及び第8項の規定によるほか、同告示別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

一般原動機付自転車の種別	騒音の大きさ
第一種一般原動機付自転車	84
第二種原動機付自転車	90

- 三 次の表の一般原動機付自転車の種別の欄に掲げる一般原動機付自転車（第1項から第4項まで、第7項及び第9項の一般原動機付自転車並びに平成26年1月1日（輸入された一般原動機付自転車にあっては平成29年1月1日）以降に、施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示第252条第1項第3号及び第268条第1項第4号の規定にかかわらず、第5項、第6項及び第8項の規定によるほか、施行規則第62条の3第5項の検査の際、同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

一般原動機付自転車の種別	騒音の大きさ	
	定常走行騒音	加速走行騒音

第一種一般原動機付自転車	65	71
第二種原動機付自転車	68	71

- 13 令和3年8月31日以前に製作された二輪の一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50キロメートル毎時を超えるもの（平成28年10月1日以降に型式の認定を受けたものを除く。）に限る。）であって、消音器（消音器と排気管が分割できる構造のものにあつては排気管を含む。）の改造、取付け又は取外しその他これらに類する行為（以下この項において「改造等」という。）により構造、装置又は性能に係る変更を行ったものについては、細目告示第268条第1項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第68号）による改正前の細目告示第268条第1項の規定に適合するものであればよい。
- 14 令和3年1月20日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車については、細目告示第252条第1項第3号及び第268条第1項第4号の規定にかかわらず、協定規則第41号第4改訂版補足第2改訂版に規定する試験路において測定した値を用いることができる。
- 15 二輪の一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50キロメートル毎時を超えるものに限る。）であって、令和3年8月31日以前に製作されたもの（平成28年10月1日以降に型式の認定を受けたものを除く。）については、細目告示第252条、第268条及び第284条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成28年国土交通省告示第681号）による改正前の細目告示第252条、第268条及び第284条の規定に適合するものであればよい。
- 16 次に掲げる二輪の一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50キロメートル毎時を超えるものに限る。）については、細目告示第252条、第268条及び第284条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年国土交通省告示第1294号）による改正前の細目告示第252条、第268条及び第284条の規定に適合するものであればよい。
- 一 令和5年8月31日（輸入された一般原動機付自転車にあつては、令和6年8月31日）以前に製作された一般原動機付自転車
 - 二 令和5年9月1日から令和6年8月31日までに製作された一般原動機付自転車であつて令和5年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたもの
- 17 令和12年1月10日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた二輪の一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50キロメートル毎時を超えるものに限る。）については、細目告示第252条第1項第3号及び第268条第1項第3号の規定にかかわらず、協定規則第41号第5改訂版補足第2改訂版に規定する試験路において測定した値を用いることができ

る。